

令和6年4月より妊娠40週以降の 妊婦健康診査の費用助成を開始します

妊婦健康診査

船橋市では、1人14回を上限に妊婦健康診査の費用を助成していますが、令和6年4月より、妊娠40週以降に妊婦健康診査の受診が必要な方及び妊娠40週以内であっても医師が14回を超える健診が必要と判断した方に対して2回を上限として費用の一部助成を開始します。

※多胎妊婦の方は、多胎妊婦用として追加でお渡ししている冊子を使い切った後にご利用いただけます。

費用助成を受けられる方

令和6年4月1日以降で以下の全てに当てはまる方が、対象となります。

➤ 母子健康手帳の別冊で交付された14回目の妊婦一般健康診査受診票を使い切った方で、①もしくは②に該当する場合。

① 妊娠40週以降の妊婦健康診査の受診が必要とされる方。

② 妊娠40週以内で、医師が14回を超える健診が必要と判断された方。

※②は、自己都合で健診を早めたことにより受診票が足りなくなった場合は対象外です。

➤ 健診受診日時点で船橋市に住民票がある方。

助成の対象となる健診内容

基本的な妊婦健康診査

助成額

1回につき4,500円が上限

※上記以外の検査等を行った場合は助成対象外のため、受診者の実費負担となります。また医療機関・助産所の請求額が4,500円を超える場合も受診者の自己負担額が発生します。

追加助成回数

最大2回まで

※妊娠40週前に、医師が14回を超える妊婦健診が必要と判断し2回追加助成を使用した場合は、妊娠40週以降の助成はありません。

受診票が利用できる医療機関

船橋市と契約している市内医療機関に限られます。

市外の契約外医療機関で受診を希望される方

医療機関等へ別紙の追加受診票を提示し、必要事項を記載してもらってください。後日、市へ申請することで公費負担の上限（4,500円）の範囲までの中で払い戻しする制度（償還払い）があります。市外の契約外医療機関で追加助成を希望される方は受診される前に下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

船橋市健康部地域保健課 助成給付係 TEL047-409-3274	
中央保健センター TEL047-423-2111	東部保健センター TEL047-466-1383
北部保健センター TEL047-449-7600	西部保健センター TEL047-302-2626

詳しくはこちらの
二次元コードから
ご覧ください。

